

令和4年第10回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和4年10月4日（火曜日） 15時10分～16時07分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一

6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏 11番 竹中 裕子

12番 高畠 千恵美 13番 塩月 吉伸 14番 三又 勝弘 17番 茅田 寿志

欠席委員：5番 吉良 勝彦 9番 小野 隆壽 10番 小野 美智子 16番 田原 俊秀

事務局：事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁

事務員 児玉 真輝

農政課：課長補佐 首藤 和秀 事務員 木本 匠

議事日程

第1 欠席委員の報告

第2 議事録署名委員の指名

第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について

第4 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④非農地証明願について

事務局長：それでは令和4年第10回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は5番吉良勝彦委員、9番小野隆壽委員、10番小野美智子委員、16番田原俊秀委員。農業委員16名中本日の会議の出席者は12名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。また、農地利用最適化推進委員につきましては新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、3密を避けるため出席をご遠慮いただいております。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和4年9月6日付けで7件許可となっておりますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長：（挨拶）

事務局長：農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事進行の方をよろしくをお願いします。

議 長：それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。議事録の署名を4番河野周一委員、6番波戸崎委員にお願いします。議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局：それでは議案書の2ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明いたします。農地法第3条、件数は14件、田が29,127㎡、畑が7,783.84㎡、合計36,910.84㎡。農地法第4条、件数は3件、田が0㎡、畑が1,261㎡、合計1,261㎡。農地法第5条、件数は4件、田が958㎡、畑が3,907㎡、合計4,865㎡。総数の合計件数が21件、合計面積が、田が30,085㎡、畑が12,951.84㎡、総合計面積が43,036.84㎡。以上を提案いたします。審議の程お願いいたします。

議 長：ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等ございませんか。（ありません、の声あり）ないようですのでさっそく議事に入りたいと思います。それでは議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について議案審議いたします。それでは3ページの3条の1番より事務局説明をお願いいたします。なお、本日は担当推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

事 務 局：申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。3条の1番について説明します。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻、子夫婦の4人で行っているとのこと。農地取得後は果樹を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は98.8632aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の2番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：住宅地図の冊子2,3ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻、母の3人で行っているとのことです。農地取得後は米や牧草を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は234.47aとなり、佐伯地域の下限面積30a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の3番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：住宅地図の冊子4ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は知人から借りて行っております。農地取得後は米を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は78.16aとなり、佐伯地域の下限面積30a以上となります。今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条4番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：住宅地図の冊子5ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。

取得後の耕作面積は 359.97 a となり、宇目地域の下限面積 30 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 4 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 4 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして 3 条 5 番について事務局説明をお願いします。なお、本件と次の 3 条の 6 番については〇番委員が申請者となっておりますので、議事参与案件となります。〇番委員は審議が終わるまで退席をお願いします。

（〇番委員退席）

事務局：住宅地図の冊子 6 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で花きを栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻、子夫婦の 4 人で行っているとのこと。農地取得後は農業用倉庫として利用するとのこと。取得後の耕作面積は 127.59 a となり、蒲江地域の下限面積 20 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 5 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 5 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条 6 番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 6 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の 2 人で行っているとのこと。農地取得後は果樹を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は 151.19 a となり、蒲江地域の下限面積 20 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございま

た。それでは3条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。それでは○番委員席にお戻りください。

(○番委員着席)

議 長：それでは3条の7番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：住宅地図の冊子7ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は0.97aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条8番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：住宅地図の冊子8ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地や借入地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行っているとのことです。農地取得後は米を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は268.47aとなり、宇目地域の下限面積30a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の8番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の8番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条9番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 9 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人 1 人で行っているとのことです。農地取得後は花きを栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 74.38 a となり、弥生地域の下限面積 30 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 9 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 9 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条 10 番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 10, 11 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地及び農用地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農機具については所有しているものもありますが、所有していないものについては借りて行きます。農業は譲受人と妻の 2 人で行っているとのことです。農地取得後は米を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 101.37 a となり、弥生地域の下限面積 30 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 10 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 10 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条 11 番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 12 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人 1 人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 33.68 a となり、蒲江地域の下限面積 20 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございま

た。それでは3条の11番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の11番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条12番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子13ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で野菜や果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の2人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は32.11aとなり、蒲江地域の下限面積20a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の12番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の12番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条13番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子14,15ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地及び農地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行っているとのことです。農地取得後は米や野菜、一部農業用倉庫として利用するとのことです。取得後の耕作面積は219.27aとなり、直川地域の下限面積30a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の13番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の13番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条14番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子16ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と夫の2人で行っているとの

ことです。農地取得後は花木を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は20.77aとなり、蒲江地域の下限面積20a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の14番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の14番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。これで農地法第3条の14件の審議を終わります。続きまして6ページの議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。4条の1番について事務局説明をお願いします。

事務局：4条の1番について説明いたします。お配りしている地図の17ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。植林としての用途による申請ですが、申請地は今後耕作する予定がなく、申請者が許可を得ずに令和3年11月に杉苗を植栽して、管理可能な山林用地として利用しています。そのため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。申請地の背後地はすでに山林化しており、また、南の住宅側とは間隔を空けて植栽するため、日照の方位からも周辺土地への日照、通風の被害はないと考えられます。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)カー（イ）、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいております。事務局としても無断転用については問題ですが、始末書からは農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから現地に関しては問題ないと考えられます。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現地については問題がないということであります。それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。続きまして4条2番について事務局説明をお願いします。なお、本件につきましては〇番委員が申請者の代理人となっており、議事参与案件となります。〇番委員は審議が終わるまで退席をお願いします。

(〇番委員退席)

事務局：4条の2番について説明いたします。お配りしている地図の18ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。申請者は高齢のため、子等の世話になることも多くなり、ヘルパー等の介護関係者の出入りも多くなったことから数台の車の駐車場が必要となりました。また、自宅に駐車場、車庫はありますが、現在物置小屋として使用し、物置前のスペースは物の出し入れ時に使用するため、子や来客者は路上駐車している状況です。そのため、自宅に隣接する申請地を来客用の駐車場として利用する計画です。申請地では来客用計5台分の駐車スペースを設けます。造成工事については草木を伐採し、必要に応じて土や砂利を敷き、車の出入りの部分をスロープにする工事のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、隣家とは少し間を空けて駐車場を造成し、その空けた所に草木が生えないように砂利等を敷く計画です。なお、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。それでは○番委員席にお戻りください。

（○番委員着席）

議長：それでは4条の3番について事務局説明をお願いします。

事務局：4条の3番について説明いたします。お配りしている地図の19ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。進入路及び駐車場用地としての用途による申請ですが、申請地に隣接する申請者の実家へは申請地を利用しないと入れないため、また、駐車及び資材置場、倉庫のスペースもないため、申請者が許可を得ずに平成13年頃に進入路及び駐車場等として利用しています。そのため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいております。事務局としても無断転用については問題ですが、始末書からは農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから現地に関しては問題ないと思われます。

議長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現地については問題がないということでもあります。それでは4条の3番に

ついてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。4条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。これで農地法第4条の3件の審議を終わります。続きまして7ページの議案第33号農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。5条の1番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の1番について説明いたします。地図の20ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。建売住宅としての用途による申請です。譲受人が建売住宅4棟として利用する計画です。申請地では木造二階建、建築面積53.63㎡の住宅3棟、建築面積51.20㎡の住宅1棟、計4棟を建築します。造成工事は盛土を行いますが、コンクリートブロック擁壁を設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、汚水処理、生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は既存側溝に放流します。なお、雨水は自然浸透及び新設の側溝に放流します。城村水利組合から農地転用に伴う措置等について協議が調い、合意の意見書が添付されています。許可基準は運用通知第2-1-（1）-カー（イ）、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。それでは5条の2番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の2番について説明いたします。地図の21ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。宅地拡張及び駐車場としての用途による申請です。譲受人が購入予定の宅地に隣接する申請地のうち1筆を宅地として利用する計画ですが、申請地の一部はすでに譲渡人の親が大正15年合併府省から建物を増築し利用しているため、譲渡人からの始末書が添付されています。なお、建物が建っている部分以外は建物のメンテナンス作業等で使用するスペースとして利用する計画です。また、申請地のうち残りの1筆は購入予定の宅地に駐車スペースがなく、宅地内の進入路上に駐車しているため、同宅地に隣接する申請地を自家用及び来客用の駐車場として利用する計画です。申請地では建物のメンテナンス作業等で使用するスペース及び自家用1台、来客用1台、計2台分の駐車スペースを設けます。土地造成については現状利用及び整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより、本案件は一部無断転用ですが、始末書も添付されており現地に関

しては問題ない旨の意見書をいただいています。事務局としても無断転用については問題ですが、始末書からは農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから現地に関しては問題ないと思われま

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現地については問題がないということでありま

す。それでは5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当としま

す。それでは5条の3番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の3番について説明いたします。地図の22ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。申請地に隣接する譲受人所有の宅地には現在母と兄弟3人で住んでおり、兄弟3人が車を所有し、譲受人は自己事業用の車を1台所有しています。家の車3台については住宅敷地内の駐車場に駐車していますが、事業用の車1台については同敷地内の建物増築予定場所に駐車している状況です。よって、今回の申請により申請地を譲受人が所有する事業用の車の駐車場として利用する計画です。申請地では、事業用1台分の駐車スペースを設けます。造成工事は整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当としま

す。それでは5条の4番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の4番について説明いたします。地図の23ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。工場としての用途による申請です。譲受人は現在、申請地南側に河川を挟んで隣接する用地に令和4年12月中の完成予定で、鮮魚冷凍工場と水産食品加工場を建設しておりますが、用地面積の関係で、建設中の工場にある冷凍倉庫では保管能力が3,000tしかなく、1日200tの鮮魚凍結を行うと15日で冷凍倉庫が満杯となり、工場稼働に支障が出てしまいます。そのため、建設中の工場に隣接する申請地を、今回保管能力を増幅させるための冷凍倉庫新設工場の建設地として利用する計画です。申請地では鉄骨造平屋建、建築面積2,040.06㎡の冷凍冷蔵工場を建築しま

す。造成工事については耐用年数期間が満了した農業用ビニールハウスを解体処分後、整地

のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、下水処理施設の計画はなく、雨水は工場敷地内の新設側溝を通して道路側溝に放流します。なお、本申請は日本海岸国定公園内における工作物の新築のため、大分県知事の許可を得る必要がありますが、令和4年8月23日付けで許可書が交付されています。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。これで農地法第5条の4件について審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。議案第31号農地法第3条の14件につきましては許可したいと思います。議案第32号農地法第4条の3件、議案第33号農地法第5条の4件につきましては本委員会としては許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。それではここで一旦休憩といたします。

（休憩）

議 長：それでは再開したいと思います。ただ今よりその他の議案①農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは農政課説明をお願いします。

農 政 課：農政課木本です。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成しましたので審議をお願いします。今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は全7件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間3年が1筆で1,758㎡、契約期間5年が4筆で5,099㎡、契約期間20年が2筆で1,102㎡。これらを合計すると全7筆で7,959㎡となります。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。また、利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程、農用地利用配分計画（案）にて説明いたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われましますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長：ただいま農政課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。ございませるか。（ありません、の声あり）ないようでございますので、農用地利用集積計画（案）についてを取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして②利用権設定の推進について（お願い）ということで農政課お願いします。

農政課：利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いしております。満期到来者分については該当する推進委員の方へリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご助言の程よろしく願いいたします。また、今回の利用権設定用紙の提出締切りは10月17日（月曜日）といたします。書類の提出につきましては農政課または各振興局になりますのでご助言の程よろしく願いいたします。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようお願いいたします。

議長：今月の締め切りは10月17日となっております。利用権設定の新規掘り起こしについて、皆さんの協力をお願いいたします。続きまして③農用地利用配分計画（案）について農政課より説明をお願いします。

農政課：農政課の首藤です。お手元の農用地利用配分計画（案）に沿って説明させていただきます。2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は令和4年12月1日開始分3件になります。内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で登記地目が田、3筆3,169㎡。以上合計3筆、面積が3,169㎡となっております。詳細につきましては続けて農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長：ただいま農政課より農用地利用配分計画（案）についての説明がございました。どなたか意見等がございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないので取りまとめたいと思います。農政課より提出された農用地利用配分計画（案）について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、農用地利用配分計画（案）についての意見は特になしということとします。それでは続きまして④非農地証明願についてを審議いたします。1番について事務局説明をお願いします。

事務局：それでは非農地証明願1番の説明をいたします。申請地の現地調査は9月12日に担当区の松本推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市白坪の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は平成31年に現所有者が相続しておりますが、相続する以前の昭和55年から不耕作状態で、現況はスクリーンに映し出しているとおり雑木等が生い茂っており、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況であると思われます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしく願いいたします。

議長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）

全員賛成ということで承認したいと思います。次に2番について事務局説明をお願いします。

事務局：それでは非農地証明願2番の説明をいたします。申請地の現地調査は9月12日に担当区の松本推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市臼坪の4筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地も1番の所有者等、親子で同じく昭和55年頃から不耕作状態となり、現在に至っております。現況もスクリーンに映し出しているとおおり、周囲の状況からみても農地に復元するのは困難な状況であると思います。よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしくをお願いします。審議の程よろしくをお願いします。

議長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。次に3番について事務局説明をお願いします。

事務局：それでは非農地証明願3番の説明をいたします。申請地の現地調査は9月12日に担当区の清田推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市大字鶴望の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は昭和39年に現所有者が自宅を建築する際に農地法の知識がなく、隣接農地にまたがり建築しております。現況はスクリーンに映し出しているとおおり、軒先が農地にかかっており宅地として利用しています。よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしくをお願いします。審議の程よろしくをお願いします。

議長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。これにて全ての議案が終了いたしました。それでは閉会の言葉を副会長をお願いします。

17番委員：以上をもちまして、令和4年第10回佐伯市農業委員会を終了いたします。皆さまお疲れ様でした。

(16時07分閉会)